

經濟論叢

第九十四卷 第六號

ストレーターの帝国主義解体論……………	静 田 均	1
明治三十二年商法と評価損益論争 (2)……………	高 寺 貞 男	17
法人課税の經濟効果……………	牛 嶋 正	39
管理会計論の生成基盤について……………	野 村 秀 和	57
オートメーションと間接的生産労働者 (-)……………	小 谷 節 男	79

經濟論叢 第九十三卷・第九十四卷総目録

昭和三十九年十二月

京 都 大 學 經 濟 學 會

明治三十二年商法と評価損益論争 (2)

高 寺 貞 男

四 論争の意義と限界

明治三十二年夏から秋にかけて『東京経済雑誌』の「寄書」欄上においておこなわれた「財産時価(評価)損益処分法に関する〔加藤〕大原〔岡〕氏と愛安氏との論争」は純利益についての理解の根本的相違から生じ、「時価予定損益を純損益に編入するの可否」をめぐって展開したが、その場合において特徴的なことは、いずれの立場をとる論者も純利益をそのまま分配可能利益とはせず、純利益からそれぞれが必要と考える特定積立金を控除した残高をもって分配可能利益としていた点であった。

そこで、この特徴点に焦点をしぼり、簿記学者加藤吉松・大原信久の主張とそれにたいする愛安生(ベンネーム?)なる商法学者の反論を整理してみると、純利益を実現利益のみに限定し、財産の時価「評価に依て生じたる損益を純損益に編入するの不可なる」ことをといた加藤―大原は「純益分配の所に於て〔評価損相当額を〕時価予定損失積立金となすべきである」と、純利益(実現利益)から評価損相当額を控除した残高を配当可能利益(実現利益マイナス評価損)としていたが、これにたいし、実現利益と未実現の評価損益との間に本質的区別を設けず、実現利益に評価損益を

加減したものが純利益であると考へていた愛安生は「予は財産の時価予定損益を純損益に加ふることの不正を認めず、単に財産の時価予定変動に対する「評価益相当額以上の」準備「積立金」の必要欠くべからざるを認むるのみ、」と、純利益（実現利益プラス評価益マイナス評価損）から「将来に於ける時価の下落若し……不幸にして原価以下に降るとき」のために評価「差益の外に別に……若干の準備」積立金を控除した残高をもつて分配可能利益（実現利益マイナス評価損マイナスアルファ）としていたのである*。

* 明治三二年の評価損益論争後約二〇年を経過した大正七年に中西新兵衛は「棚卸評価損益金の処分に関する私見」と題して、つぎのような提案をした。

棚卸「評価」に「際して」は時価を以て評価額とすべきものにして、之に依つて生じた差額は損失又は利益として其期の負担とせしめるのが会計学上より観て至当な処置ではなからうか。……只其損益の処分に就き従来執り來つた方法が面白からざる為めに時価主義が或一部の学者間に非難されるに至つたのではなからうか、『時価』が元価より昂騰せし場合、其超過額を利益として計算し処分するのは財産の鞏固を害するもので、一朝不況に遭遇し之を売却するの曰ひなきに至つた際は、曩に計算処分せし利益は忽ちに損失と化し去るの不条理ありとて、時価評価主義の執るに足らざるを一笑に付す者……あれど、余の茲に述べんとする損益処分法を採用するに於ては、斯くの如き慮慮は些かもない。」⁵⁾ それでは、「棚卸評価の結果生じた損益金を如何に取扱うか。時価評価主義を採るとすれば、当然起るべき問題は即ち是である。A季の評価損益はB季に繰越し、B季の終りに至りて之を相殺す、而して更めてB季の評価損益を計算の上之をC季末迄保留して置くのである。

例一 A季の決算に於て棚卸評価を時価にて爲したる為め純利益金五千円なれど、之を原価によりて評価する時は純利益金四千円にして、即ち其評価損益金は金壹千円なりと仮定する。而して……A季元帳締切に際しては……時価に拠りたるものを以てA季の純益金とする。而して此純益金五千円の処分に際しては評価損益金たる壹千円は……

(借方) 損益壹千円 (貸方) 繰越評価損益金壹千円 としてB季に繰越す。而してB季末の純益を算出する以前——損益算出

に際し——

(借方) 繰越評価益金壹千円 (貸方) 損益壹千円 として相殺を為し、B季の純益決定後其評価益金壹千弍百円ありとすれば

ば

(借方) 損益金弍弍百円 (貸方) 繰越評価益金壹千弍百円 とする……

例二 反対に評価損失を来たした際に……は……評価損金壹千円として之を後季迄保留するには

(借方) 繰越評価損金壹千円 (貸方) 損益壹千円

となり、即ち、例一の場合と全然反対の姿を表はすのである。

右の中西の提案「の主旨は之「コフエロ」と同様であった。」といわれているが、加藤大原コフエロの提案と比較検討してみると、大同小異以上の相違をもっていたばかりでなく、また愛安生のそれともちがっていた。なぜなら、中西は、時価評価をして——このかぎりにおいては、加藤大原コフエロならびに愛安生と同じ——まず評価損益を包括して純利益(実現利益)プラス評価益マイナス評価損)を求め——ここまでは愛安生と同じ——、しかるのち、この純利益から評価損益を取除いた残高をもって分配可能利益(実現利益)とする処理法をすすめてたからである。

以上要するに、加藤大原と愛安生は商法の評価規定にしたがい時価評価した場合に生ずる評価損益を純損益に含めるべきかどうかをめぐるべく対立したが、分配可能利益の理解に関してはほとんど意見の喰違いを見せなかった。しいて違いを指摘すると、愛安生の考えていた分配可能利益の方がマイナスアルファ一分だけ圧縮されていたにすぎなかった。いいかえると、論争参加者はいずれも表面的には商法の評価規定を尊重して時価評価をしつつ、その裏面において原価時価比較低価(大原加藤の場合)またそれよりも若干下まわる価格(愛安生の場合)をもって評価したと同じ保守的な分配可能利益を導きだすことよって、低配当政策を推進しようとしていたわけである。とする、時価主義をとった場合に生ずる評価損益の取扱いについては論争参加者の間に分裂がみられたが、分配可能利益

を低価主義(大原^{II}加藤の場合)または低価以下主義(愛安生の場合)によつたと同じ額へ圧縮することによつて、評価益(またはプラスアルファ)配当阻止論をわが国ではじめてうちだすために、論争参加者は完全に協力していた所に、この論争の歴史的「意義」があつたといふことができよう。

* これにたいし、さきに引用した中西の提案においては、表面的には時価主義によりながら、加藤^{II}大原や愛安生の場合とことなり、実質的には原価主義によつたと同じ分配可能利益を導きだす処理法がとられていた。

もちろん、右の場合、時価主義が正しいと前提されているかぎり、論争参加者の統一見解は眞の意味での低価主義または低下以下主義の評価論ではなかつたし、またそれにもとづく評価益(またはプラスアルファ)配当阻止論ではなかつた。そして、そのために、同じく評価益(プラスアルファ)阻止論ではあるが、低価主義または低価以下主義を基礎におくものちがつて、低価または低価以下で評価したと同じ分配可能利益を求める前に一段階を設けて、まず評価損益を排除または包摂して純利益を確定しておくという二段構えのものにならざるをえなかつたのである。同じく評価益(プラスアルファ)配当阻止論をうちだすなら、はじめから低価主義または低下以下主義をとつていれば、このように純利益と分配可能利益を分ける必要はなく、後者の意味で前者もまた統一的にとらえられたはずである。もちろん、そのためには、そ^ノ時ニ於ケル価格ヲ付スルコトヲ要ス」としていた商法第二十六條第二項の改正または少くとも解釈の変更をすることが必要であるが、そこまで考えず、あくまでも時価評価を法の要請として受取つて、そこから一步も出なかつたところに、配当を実現利益マイナス評価損相当額またはそれ以下におさえる評価益(またはプラスアルファ)配当阻止論をわが国ではじめてうちだした評価損益論争の「限界」があつたといふことができよう。

しかし、論争参加者をふくめて当時の簿記学者や商法学者の努力目標が評価益（またはプラスアルファ）配当阻止の論拠すけに向けられているかぎり、彼等の評価論が時価主義から低価主義または低下以上主義へ移行するのは時間の問題であった。事実、簿記学者として論争に参加した大原は明治三五年第一六回帝国議会における「商法中改正法律案の否決」¹¹⁾を契機として立法論として低価主義を主張し、一方、商法学者の中にも、「株式会社東京株式取引所が、明治三十四年の上半期の決算に、其所有の家屋を時価以下に見積りて財産目録を作りた……〔る所〕此行為が遂に法律上の問題とな」¹²⁾ったので、これを契機として、一八九七年（明治三〇年）のドイツ商法第四十条における「時価ヲ付スヘキ旨ノ規定即チ所謂貸借対照表真実ノ原則ハ相對的ノモノニシテ時価以下ノ評價ハ原則トシテ之ヲ為スヲ妨ケサルコトヲ詳論シ」た「ノイカンブ」¹³⁾の説を導入して、解釈論として時価以下主義をとり、また「立法論トシテ〔低価主義をと〕なえ、さらに」独商法〔第二百六十一条〕ノ如ク株式会社ノ財産目録ニ付テ商法中ニ例外規定ヲ設ケ營業ニ供用スル固定財産ト其他ノ財産トヲ分チテ規定ヲ為シ固定財産ニハ時価ニ關係ナク〔原価マイナス減価により〕之カ價格ヲ付スルコトヲ得ヘキモノトシ其他ノ財産ニハ時価ノ外尚ホ買入價格ヲ最高限度額トシ〔低価以下主義により〕之カ價格ヲ付スヘキモノトセンコトヲ主張スル者」¹⁴⁾がでてきた。

このような論争後の動きについては、以下章をわけて、「論争の遺産——簿記学者の低価主義への移行」「論争後史——商法学者によるノイカンブ説の導入」として考察することにしよう。

- (1) 『東京経済雑誌』明治三年一〇月二二日号、八七九頁。
- (2) 大原信久「財産目録調製の際時価予定損益を純損益に編入するの可否を論ず」『東京経済雑誌』明治三年八月二六日号、四五五頁。
- (3) 加藤古松「愛安生に答ふ」『東京経済雑誌』明治三年九月一六日号、六一四頁。

- (4) 大原、前掲論文、四五八頁。
- (5) 愛安生「財産時価予定損益の処分法に關し大原信久氏に質す」『東京經濟雜誌』明治三十年九月二日号、五〇三頁。
- (6) 愛安生「加藤大原兩氏の財産時価損益処分法を駁す」『東京經濟雜誌』明治三十年一〇月二日号、八七九頁。
- (7) 右掲論文、八七九頁。
- (8) 中西新兵衛「棚卸評價損益の処分に關する私見(一)」『會計』大正七年一月号、五二—五三頁。
- (9) 右掲論文、五三一—五五頁。
- (10) 太田哲三『會計學概論』昭和七年、六三頁。
- (11) 大原信久「商法中改正法律案の否決に就て」『法律新聞』明治三十五年三月三十一日号、二頁。
- (12) 大原信久「財産目録貸借対照表に關する岡野博士所論を読む」『法律新聞』明治四三年七月一日号、六頁。
- (13) 松本蒸治『商法原論』明治三七年、二三〇頁。ノイカンフ説については、津守常弘「ドイツ静態論と秘密積立金——シュマーレンバッハ動態論の科學的評價の問題に關連して」『立命館経営學』昭和三八年八月号、二五六—二六一頁、參照。
- (14) 松本、前掲書、一三二頁。松本蒸治「財産目録ニ記載スヘキ財産及ヒ其評價ヲ論ス」『法學志林』明治三七年一〇月号、二九—三〇頁。

五 論争の遺産——簿記學者の低價主義への移行

以上「発端」「展開」「意義と限界」という順で考察してきた「財産時価損益処分法に關する……論争」に一方の雄として活躍した簿記學者大原信久は、「財産目録調製に關する……問題に就ては」論争への参加以外に「明治三十二年來商法〔評價規定〕の不備並に欠点を新聞に雜誌に又は社會の輿論に訴えて盛んに當局者の注意を促し、或は「商法改正建議案を」帝國議會に提出せしめ、以て商法改正の是を説」¹⁾ いていたが、明治三五年「第十六回帝國議會に來議院議員高須賀穰氏の提出したる」会社は財産の價格變動より生じたる利益は之を配當することを得ず但其財産

価格の変動より生じたる損失若くは資本の欠損を填補するは此限に在らず」との一項を商法第六十七条及第百九十五条の〔各第〕一項〔会社ハ損失ヲ填補シタル後ニ非サレハ利益ノ配当ヲ為スコトヲ得ス〕および「会社ハ損失ヲ填補シ且……〔法定〕準備金ヲ控除シタル後ニ非サレハ利益ノ配当ヲ為スコトヲ得ス」という規定の次に加え⁵⁾る商法中改正法律案は大原が「從來……熱心に主張したる処の商法第二十六条の不備を補う」ものであった*。

* 大原はすでに『東洋経済新報』明治三十二年二月二十五日号への寄稿「商法の欠点を論ず」において、

「商法第二十六条によれば、商人及び会社は毎決算に際し、財産目録を調製するに当りては、其当時の価格を付することを規定したり、……其結果として如何なる現象を顯すかを見れば仮令は或会社にて三十万円の不動産及び株券を所有し、決算期に際して所有財産が騰貴して三十五万円の価値を有したりとせんか、会社は財産の上に於て、明かに五万円の増価を示し、之れを利益と見做す時は、勢ひ之れを配当するに至るべし、而して之れを配当するには必ず自己の資産の一部を以て之れに充るか、又は他より借入れて配当せざるべからず、資産を減し或は負債に依て配当するも實際に得たる利益なれば毫も差閤なし然るに此等は實際のものに非されは他日次季の決算に至り一期所有財産の価格下落したる時は果して如何ん、前に不当の配当をし資産を減したる結果、会社は遂に救ふ可からざるの悲境に陥らざるを得ず、近時諸会社中往々破産に至りたる真相を調べれば主として此に起因せざる者罕なり、

要するに此等の弊害は、……商法か之に対して何等の規定を制せずして放任したる結果と云はざる可からず⁵⁾」

と、「法律の不備⁶⁾」をついていたが、これをうけて高須賀衆議院議員は商法中改正法律案の提案理由をつぎのように説明していた。

「此案ハ商法ノ簡条ノ修正ト申シマスヨリモ、寧ロ商法ノ不備ナル点即チ足ラザル所ヲ補ヒタイト云フ案デゴザイマス、是マデ会社トカ、或ハ銀行トカ云ヒマスルヤウナモノガ、普通ノ収入……即此營業カラ得タ所ノ収入デナクシテ、或ハ家屋トカ其銀行ニ属シテ居ル所ノ地所トカ云フ、或ハ株金トカ云フモノヲ〔買入價格より〕見積ヲ高ク立テ、サウシテ普通ノ營業收入ト一掃

ニ、之ヲ株主ニ配当スルト云フヤウナコトヲ致シテ居ルノデゴザイマス、デス様ナルコトハ、將來其地所トカ或ハ家屋ト云フモノガ、又下落スルトキガアルカモ知レスノデアリマス、……今日ノ決算デハ、高ク見積ツテモ不都合ハナイノデアリマスガ、或ハ次ノ決算ニ至ツテハ、是ガ下落スルト云フヤウナ、不辛ヲ見ルノデアアル、ソレ故ニ本員ハ此地所トカ或ハ家屋トカト云フヤウヲモノ「の價格變動から生じた利益」ハ、普通ノ即チ營業收入ノ中ニ加入ヲ致シマセズシテ、唯貸借対照表ノ中ニハ勿論加ヘテ宜シウゴザイマスガ、損益ノ計算ノ中ニ加ヘテ、株主ニ配当スルト云フコトハ、宜シクナイト云フコトカラシテ、此案ヲ提出シタノデアリマス、斯様ニ致シマスレバ、恐ラクハ会社モ亦銀行モ鞏固ニナルデアラウ、又株主モ是デ以テ安心スルデアラウト云フ考デアリマス。」

「然るに……該案は委員会に於て「一人ノ賛成者モナクシテ」否決せられ且議事日程に上るや……採決の結果は少数にて否決の運命に陥れり。」

* 「当時政府委員は極力高須賀案に反対したりしなり」すなわち「第十六回帝國議會に於て時の政府委員たりし〔東京帝國大学法科大学教授 梅謙次郎氏〕は「高須賀穂氏の商法修正案に反対して曰はく理論上よりすれば價格騰貴より生じたる利益は之を配当するも害なしと云ふことを得るなり殊に商品の如きに至りては之を売却すれば直に金錢に變ずべきものなれども之を売却すべき時期が決算期迄に到来せざる為に之を時價に見積り其利益を配当するは至当にして之を配当すべからずと云ふは全く理由なきことなり……と（明治三十五年二月十九日衆議院委員會會議録）」¹⁰ そのため、「商法中改正法律案ノ委員會……ハ一人ノ賛成者モナクシテ、原案ハ否決セラレタノデ」¹¹ある。もちろん、提案者たる高須賀衆議院議員は「特別委員會ニ於テ否決ニナツタ報告ニ反対」し、その理由をつぎのようにならべていた。

「何故ニ價格變動カラ生ジタ所ノ利益ヲ、配当スルトコトガ宜クナイカト云フナラバ、先ヅ第一ニ元來此会社が創立スル所ノ目的ハ、……決シテ其財産ノ価額ノ變動カラ生ジタ所ノ利益ヲ、配当スルト云フ目的ハナイノデアリマス、会社カ抑々創立ヲ致シマスルトキニハ、必ズ營業收入カラ、得タ所ノ利益ヲ配当スルト云フコトガ、主タル所ノ目的ト為ツテ居ルノデアリマス……是

カ……本員ノ反対ヲ致シマスル所ノ第一ノ理由デアリマス、ソレカラ第二ニ、其地所家屋ヲ財産トシテ有スル間ハ、既ニ地所ナラ地所、家屋ナラ家屋ト云フモノハ、処分ヲ致シマスレバ變動ヲ致シマセヌケレドモ、マダ財産トシテ其モノガ存在シテ居ル間ト云フモノハ、決算期ニ……一万円ノモノデアルモノガ、明日一萬二千円ニナルカ、或ハソレガ八千円ニナルカ分ラヌト云フ、価額ト云フモノノ變動ガ甚シイデアリマス、ソレ故ニ此ノ如ク価額ノ變動カラ生ズル所ノモノヲ利益ノ中ニ入レテ、配当スルト云フコトハ、宜クナイト云フノガ第二ノ理由デアリマス、第三ニハ、即チ此營業ノ利益ナルモノハ単独ニ配当スルコトガ出来ル性質ヲ持ツテ居ル、即チ茲ニ營業カラ得タ所ノ収入デゴザイマスルナラバ、其外ノ財産……ニ依ラズンテ、即チ単独ニ之ヲ配当スルト云フコトガ、直チニ出来ルノデアアル、併ナガラ地所トカ家屋トカ云フモノ〔の價格變動より生じたる利益〕ハ、一ノ空利ニ過ギナイノデアリマスルカラ、……配当スルコトガ出来ヌ性質ヲ持ツテ居ルノデゴザイマス、……是ガ反対ヲスル第三ノ理由デアリマス、

このように「明治三十五年の第十六回帝國議會に衆議院議員高須賀禎氏は改正案を提出したり〔しが〕同案は衆議院に於て否決せられた」¹⁴⁾ので、その後八カ月経過した明治三五年一〇月に『法律新聞』および『東京經濟雜誌』に寄せた同文の「財産目録調製に就て商法修正意見」で、大原は、はじめて、これまでの、法の要請として時価評価を受入れるが、評価益の配当を阻止する独自の処理法をもつてのぞむ法從屬的评价益配当阻止論の立場をすて、評価益の配当はもちろん、その計上さえ自動的に阻止できるよう、つぎに引用するように、商法第二十六条第二項に但書を付加えて、評価規定自体を低價主義に改めるべきであると主張した。

「現行商法第二十六条第二項に曰く「財産目録には動産、不動産、債権其他の財産に其目録調製の時に於ける價格を付すことを要す」とあり……然れば会社と個人とを問はず苟も每期決算を為すに際しては其財産に対して一々之に時価を付して決算を為すべきものにして其財産が騰貴したる場合に原価を付することなくして騰貴したる價格を付し

之より生ずる利益を配当するも敢て法律上違反に非ざるなり然りと雖も之か配当を為し後日に至りて其價格低落したる場合に於ては大なる損失を招くことあるへし是れ財産騰貴の場合に於ける時価を付するより来れる弊害に非ずして何そや、現に我商法の母法たる独逸商法にも若し決算を為す場合に其財産か原価より騰貴せるときは必ず「最高限」其原価に依るへしとの規定あるを認む(独逸商法第二百六拾一条一号乃至六号参照)るに於ておや、……

以上述べたる弊害の因て生ずる原因は只該二項か財産の騰貴したる場合にも之を適用し得らるゝの結果に外ならず故に之か子防策を講せずして之を等閑に付し置かば会社及び一個商人の不利益となるのみならず延ては一般経済社会の安寧を害するに至るへし論して茲に至れば該二項か即ち不備の法文なることは豈に疑ふへからざることならずや故に該二項の不備を補足する為めに但書を加ふれば前述の如き弊害は決して生ぜざるなり其但書は左の如し

該二項の要すとの下に「但し買入價格、製造價格、払込金額及び実費決算額を超ゆることを得ず」(明治三十三年逋信省令第三十二号私設鉄道株式会社社会計準則第九条一号二号参照)而して該二項を其儘に存在し置くの理由は、財産の價格が下落したる場合に於ては、毫、弊害なく、絶対的に必要なる条項なり」(傍点—高寺)

以上考察してきたように、大原の商法修正意見は、彼の当初の「商法改正建議案」にそい高須賀衆議院議員により提案された商法中改正法律案が「第十六議會に於て否決せられた」¹⁵⁾のを契機として、低価主義へと移行したが、これをもって大原の見解が根本的に変わったといふことはできない。すでにのべたように、評價損益論争の段階における大原の主張は、表面的にはあくまで商法の評價規定にそい時価評価をするが、その裏ではそこに生ずる評價損益を純損益に含めず、実現利益のみを純利益として——つまり、原価主義によつた場合と同じ純利益を算出して——評價損益の配当を阻止すべきである、ただしそうすると、時価主義によつた場合自動的におこなわれる評價損益相当額の実現利益

の留保ができなくなるから、分配可能利益は実現利益マイナス評価損相当額におさえるべきである——つまり、低価主義によつた場合と同じ分配可能利益を求めるべきである——という二段構えのものであつた。これにたいし、大原があらたに提案した商法修正意見は、商法の評価規定そのものを時価主義から低価主義へ切換えることによつて、ソ・ステップで実現利益マイナス評価損相当額を純利益とするものであつたから、分配可能利益概念に關するかぎり、大原は従來の見解を少しも変えてはいなかつたのである。もちろん、ここで、大原の純利益概念がこれまでとはちがつて、実現利益からさらに評価損を控除したものへと變化したことを見逃してはならないが、この場合純利益を縮減して分配可能利益と折重ねたことは、大原が配当可能利益を実現利益マイナス評価損相当額に限定してしまふ評価益配当阻止論を一貫して展開すると同時に、さらにその調子を評価益計上禁止論まで高めたことを意味する。

* 評価損益論争の段階では、大原は「予定損失〔評価損〕をして他の〔実現した〕純益より直ちに減ずる……は全く其當を得ざるものなり、」¹⁷⁾ただし、このように「財産の〔時価〕減少したるとき……之を損失となさずして決算するに於ては勢ひ總債権者の利害を害するの懼れなしとせず故に利益中に於て是に對する準備金を控除し之を積立てしむるは總債権者をして不測の損害を防ぐ爲めの必要の条件なりと云はざる可からず、」¹⁸⁾と、一方では利益計算上原価主義の立場から、評価損益はもろろん評価損をも純損益に算入するのを拒否しつゝ、他方では債権者保護の立場から、評価損相当額の實現利益留保の必要を力説していたが、これにたいし、評価規定の時価主義から低価主義への切換をとなえた商法修正意見の段階では、大原は、利益計算上原価主義の立場から、評価損の利益性を否認するとともに、さらに債権者や株主の保護の立場を加味して、これまでの評価損の非損費説から損費説への転化をなしてあげていた。

なお、このことは、あとでのべるように、明治四三年七月の商法中改正法律案中に第九十條の二として「財産の時価が取得価格より多い時には財産の買入価格以上に見積る事は許さないと云ふ」¹⁹⁾趣旨の條文が用意された折に、つぎのような理由説明と

して引継がれていた。

「直の利益とか損失とか云ふ事は買ふた値段より高く売れたら利益、廉く売れたら損になると云ふのが利益計算の標準である、故に財産目録に記載すべきものは買入値段を本にしなければならぬと云ふ事が正面の理窟である、利益計算の方から云へばさう云ふ事になる、乍併財産目録を作ると云ふ事は必ず利益計算のみを目的とするものでないので、会社は法人として其財産を処分して会社の債務を弁済すると云ふ事が出来ない時は破産しなければならぬ、故に会社の財産は会社の債権者に対する所の担保である、夫であるから例へば買入値段が非常に高い場合に於て現在の値段が下って居る時には夫だけの財産は債権者に弁済の資に供しなければならぬために、取得価格を以て会社財産の額とする事が出来ない事がある、さう云ふ關係から会社の安固を謀る為めには若し現在価格が取得価格に下る時には現在価格を以て会社の財産の価格として債権者を保護せねばならぬ、」²⁰⁾

- (1) 『東京経済雑誌』明治三十二年一〇月二二日号、八七九頁。
- (2) 大原信久「財産目録調製に関する商法改正意見(七)」『東京経済雑誌』明治四三年一月二九日号、一五九頁。
- (3) 佐藤雄能「財産目録の調製方に関し松本法学博士に質す」『東京経済雑誌』明治四四年二月一日号、二四一頁。
- (4) 大原「商法中改正法律案の否決に就て」『法律新聞』明治三五年三月三十一日号、二頁。
- (5) 大原信久「商法の欠点を論ず」『東洋経済新報』明治三三年二月二五日号、一一一—一三頁。
- (6) 右掲論文、一三頁。
- (7) 「第十六回帝國議會衆議院議事速記録第十四号」『官報号外』明治三五年二月二三日号、二五〇頁。
- (8) 大原、前掲(4)論文、二頁。
- (9) 佐藤雄能「財産評価法問題(四)」『東京経済雑誌』明治四四年七月八日号、六〇頁。佐藤雄能「財産目録と其記載仙額(下)」『會計』大正九年二月号、三一頁。
- (10) 佐藤雄能「財産評価法問題(五)」『東京経済雑誌』明治四四年七月一五日号、一一〇頁。
- (11) 「第十六回帝國議會衆議院議事速記録第十八号」『官報号外』明治三三年二月二三日号、三六八頁。
- (12) 右掲速記録、三六九頁。

(13) 右掲速記録、三六九頁。

(14) 佐藤、前掲(9)第一論文、六〇頁。第二論文、三二頁。

(15) 大原信久「財産目録調製に就て商法修正意見」『法律新聞』明治三五年一〇月六日号、三一五頁。『東京經濟雜誌』明治三五年一〇月一八日号、一六一—一八頁。

(16) 大原信久「改正商法を読む」『法律新聞』明治四四年六月二五日号、三頁。

(17) 大原「財産目録調製の際時価予定損益を純損益に編入するの可否を論ず」『東京經濟誌』明治三三年八月二六日号、四五六頁。

(18) 大原信久「商法中財産目録及貸借対照表調製に関する私見」『法律新聞』明治三四年八月二二日号、四頁。

(19) 山内雁三郎「商法改正の要點」『法律新聞』明治四三年七月三〇日号、四頁。

(20) 右掲論文、四頁。

六 論争後史——商法学者によるノイカンパ説の導入

以上考察したところの評価規定を低価主義に改める大原の商法修正意見が発表される一年少し前、「株式会社東京株式取引所が、明治三十四年の上半期の決算に、其所有の家屋を時価以下に見積りて財産目録を作りたり、而して此行為が遂に法律上の問題とな¹⁾」るや、「東京地方裁判所は（明治三十五年一月十日）建物価格を時価以内に記載したるを違法と認め判決したるに取引所は之を不当とし控訴したるに依り、東京控訴院は更に評価人を選で評価せしめたるに其評価額は取引所の評価額と大差なきを以て此記載は不正の記載と謂ふべからずと決定し（明治三十五年二月二十五日）原裁判を變更したるを以て「ついに此点に関する」大審院の判例を見るに至らざりき²⁾」。

「此問題ニ付テハ独逸ニ於テモ議論アレトモノイカンパハ嘗テ時価ヲ付スヘキ旨ノ規定即チ所謂貸借対照表真実ノ

原則ハ相對的ノモノニシテ時価以下ノ評價ハ原則トシテ之ヲ為スヲ妨ケサルコトヲ詳論シ(ゴールドシユミット商法雜誌四八)……多數ノ學者ハ大体ニ於テ其說ヲ是認¹⁾していたので、「東京株式取引所ニ於テ財産目録ノ評價ニ付テ商法違反事件ヲ生シタルヤ」ただちに、右のような「獨国商法第四十条第二項ノ解釈上ノ学説」をとりいれて、「我商法ノ……規定ハ「目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ付スルコトヲ要ス」ト明定シタリシニ拘ラス學者ノ多クハ之ヲ解シテ時価未滿ノ評價ヲ禁スルモノニ非スト断シタ²⁾」が、その場合先導者となつたのはさきに新商法の起草委員をつとめた岡野敬次郎であつた。すなわち、岡野は『法学新報』明治三五年一月号に財産を「実価以上に見積るは固より法律の禁制する所にして、而かも不法なり、然れども其以下に見積るは法律上差支なきなり、即ち商法の規定の半面は命令的にして、半面は任意的なり」との解釈をはじめて発表して、その根拠をつぎのように説明していた。

「法文には其「目録調製の時における」「価格ヲ付スルコトヲ要ス」と謂ふてある「が」、此法規は「強行的の性質を有し当事者の意思如何に拘わらず適用され」る」學者の所謂命令法であるが、將た「當事者の反対の意思表示なき時に適用せらるる」」任用法であるか、といふことに付、解釈を試むるは、決して無益ではないと思ふのである。」

「時価八十五円の公債を八十円に評価したるときは、会社の實際上の資力に余裕を生ずるから、会社の債権者の為めには利益になるので、それがために損害を受くるといふことはない、寧ろ財産目録、貸借対照表の上に十萬円の資産しかないと表はれて居るのに、實際は十二萬円の財産を有して居るのであるから、實力を担保とする債権者の為めに、不利となるのでないから、其評価に対して異議を唱ふる理由がない即ち債権者の方面から論ずれば、實際の価格以下に見積るは法律上差支えないと、いわねはならぬ、併しなから他の方面即ち利益の配当を受くべき者に於て法律上果して、これに対し、異議を述ぶるを得るや否や、……今、時価八十五円の公債を、八十円に評価したならば、ソ

レダケ、会社の自由に処分する事を得る財産が減るか社員又は株主は其評価を不当として法律上これを争ふことか出来るや否や、即ち商法の規定に反するものとしてこれに對し、異議を述ふるを得べきや否や、余輩は消極的の答弁をなさんと慾するのである、今其理由を簡単に述べれば、凡そ会社の社員又は株主たる者は其決議を以て会社の運命を定むるの権能を有するもので……あるから、会社財産の価額に付ても定款を以て、其実価以下に、見積るべきことを、定めて置くを禁ずるの理由は少しもないのである、而して定款を以て、斯の如く規定すれば、社員株主皆之に因つて、拘束せらる、而して一方経済上より立論すればは実価より以下に見積るは会社の実際上の財産が帳簿に示して居る所より大きいのであるから即ち会社の基礎の鞏固なる所以であつて、法律上に於て之を禁ずるの謂はれば、毫もないのである。

以上説明した通りであるから、商法に財産目録には其之を調製する当時の価格を付することを要すとあるは、実価以上に見積るは固より法律の禁ずる所不法であるけれども、其以下に見積るは法律上差支えないのである、即ち商法規定の半面は命令的であつて、半面は任用的である、所謂貸借対照表の真実 (Bilanzwahrheit) の原則は法律の厳守する所に非ずと確信する。^{9)*}

* なお、岡野は「会社基礎の安固なる点より〔時価以下に〕控目に見積る事の寧ろ会社重役等の当然の義務りと説き」¹⁰⁾さらに「立法論としては株式会社の様純然たる資本団体に於ては会社責任が其資本に限らるるものに在つては、其資本が唯一の信用の基礎である、会社の債権者の頼むべき唯一の担保であるから、務めて資本を維持せしむるの必要がある、即ち財産の評価は実価よりも低く見積らしむるも、高きに失せざらしむるを以て得策とする、法律を以て株式会社につき財産評価の標準を定めたるは其例なきに非ず例へは買入価格が交換価額より少きときは其少き方に見積るへしとするか如きものである、我商法に於て

は一個の商人も合名会社、合資会社も株式会社も皆同一の規定に依るので株式会社に付特に嚴重なる規定が設けてないか、之を設くるの可否は立法上十分研究の価値がある」とのべていた。¹¹⁾ かかる見解にたいし、大原は「論者曰く財産が騰貴したる場合に時価を付して財産目録を調製するは合名会社及び一個の商人にとりてはさしたる危険なきも株式会社にとりては其た危険なれば大に注意して嚴格に取締まるべきものなりと、是れ或は合名会社は其法律上及び組織の点より觀察するも殆んど一個の商人と同一なれば其危険も從て少数の社員にのみ及ぶべきものなりと雖も之に反し若し株式会社に在ては多数の株主をして不測の損害を蒙らしむる故に從て其危険の及ぼす範圍も亦広大なりと云ふにあらん、然りと雖も法律の保護する精神は社会一般にして敢て其數の如何によりて局限せらるべき者にあらざれば是非共」商法第二十六条第一項の要す」との下に「但し買入価格、製造價格、払込金額及び実費決算額を越ゆることを得ず」という「但書を加へて全般的に」評價規定を低價主義へ改めるべきであるという意見を表明していた。

このように、立法論においては、岡野と大原は、低價主義の強制を株式会社のみに限定するか否かについて意見の喰違いをみせたが、商法第二十六条第二項の解釈においては、大原は「吾人も亦博士と其所見を一にす」と、¹²⁾ 完全に岡野の解釈に同調していた。

さて、以上のような商法「第二十六条第二項ノ規定ハ絶対的ニ公益〔的強行〕規定ナルヤ否ヤ」¹⁴⁾ に関する岡野の解¹⁵⁾ 釈論が発表されるや、これに同調する商法学者が続々とあらわれた。いま、「此規定ヲ以テ半面的強行法ナリト説明スル」論者の中から、松本丞治および青山徹二をえらんで、それぞれの見解を聞くと、つぎのとおりであった。

「商人カ其財産ニ財産目録調製ノ時ニ於ケル価格ヨリ多キ價格ヲ付スルトキハ商人ノ債権者ハ之ニ因リテ誤ラルヘク殊ニ会社ニ在リテハ利益ナキニ利益アリトシ法律上配当スルコトヲ得サル金額ヲ配当スルニ至リ為メニ債権者ヲ害スルノ虞アルヲ以テ斯ノ如キ事ヲ為シ得サルハ言フ俟タスト雖モ時価ヨリ低キ價格ヲ付スルハ毫モ債権者ヲ害スルノ

眞ナク從テ何等ノ支障ナシト謂ハサルヘカラス假ニ財産ニハ必ス時価ヲ付スヘキモノトシテ絶體的ニ之ニ違反スルヲ許ササルモノトスルトキハ巨万ノ財産ヲ有スル商人ニ在リテハ毎年又ハ毎配当期ニ於テ夥多ノ財産ニ付キ一評價ヲ改メサルヘカラサルノ煩累ヲ生シ且株式会社ノ如キニ至リテハ財産ノ価額ノ昂低ニ因リ利益又ハ損失ヲ生シ其基礎ハ常ニ動搖シ株主ヲシテ不安ノ念ニ耐ヘサラシムルニ至ルヘシ故ニ余ハ第二十六條第二項ハ半面ニ於テノミ公益規定タルモノニシテ時価以上ノ評價ヲ禁スルモノナレトモ時価以下ノ評價ハ之ヲ為スコトヲ妨ケサルモノト解スル者ナリ（法学新報二卷一號所載岡野博士論說參照）¹⁶⁾よりわかりやすくいうと、「時価以上に記入することは勿論不可い併ながら時価以下に記入することは何も差支えないのみならず却って商人の財産の基礎は確實になるのであり又日本郵船会社などの様に非常な巨額の財産を持って居る会社では毎配当期毎に評価するのは大変面倒なイヤ悉皆時価通りに記入するなと云ふのは事実不能の事であるから時価以下に安く見積って記入するのは些しも差支えないと解釈しなければなりません些事は岡野博士も同論で法学新報に出された事がある」¹⁷⁾「要スルニ第二十六條第二項ノ規定ハ半面ニ於テハ公益規定ニシテ之ニ違反スルトキハ不正ノ記載ト為ルト雖モ時価ヨリ低キ價格ヲ付スルハ之ヲ禁シタルモノニ非スト信ス」¹⁸⁾

「凡て積極財産の価格を見積るには之を少なく見積るは可なれとも之を多く見積るは不当なり。殊に会社に在りては利益の配当率を多くせんがために価格を過大に見積るの弊ありて株主を欺き及び第三者を害するに至ること稀なりとせず。之に反して」¹⁹⁾「時価以下ニ財産ヲ見積ルガ如キハ何人ヲモ害セズ却テ營業ノ基礎ヲ確實ニスルモノニシテ寧ロ法ノ精神ニ適フモノナリ故ニ商法第二十六條第二項ハ相對的強行規定ナリト解スベシ即チ時価以上ニ見積ルハ違法ナレドモ時価以下ニ見積ルハ違法ニ非ズトスベシ然ルニ東京地方裁判所（三十五年一月十日）ハ東京株式取引所ノ商法違

反事件ニ於テ其建物ヲ時価以下ニ評價セシテ不当ナリト決定セリ之ハ法ノ精神ヲ解セザル杓子定規ノ謬見ニ過ギズ」以上引用したように「法律ハ其目錄調製ノ時ニ於ケル価格ト規定スト雖モ其価格ヲ其時期ニ於ケル実価以下ニ見積ルコトハ商法ノ禁スル所ニアラスト解スルヲ通説トス」²¹⁾るにいたつたが、そのもととなつたノイカンゾ説にたいして「反対説ライシニ及クライビツヒ貸借対照表ト租税」²²⁾等があつたように、わが国でも、商法第二十六条第二項の「規定ハ……半面的公益規定ナルヲ以テ商人ハ時価ヨリ多ク記載シ得サルニ止マリ之ヨリ少ク記載スルハ可ナリトノ如キ曖昧ナル説」²³⁾に反対する論者がいた。たとえば、松波仁一郎は、「此規定ノ解釈ニ関シ……或學者ハ実価ヨリ少ナク記載スルハ可ナリ之ヲ許スモ害ナシ又会社カ実価ヨリ少ナク記載スルモ信用ヲ失ハス却テ会社ノ基礎ヲ堅クスル利益アリ而シテ会社ノ債権者及ヒ第三者ニ利益ヲ与フルコトアルモ損失ヲ醸スコトナシトイヘリ解釈トシテハ不可ナリ我商法ハ嚴格ナル時価主義ヲ採リタルナリ而シテ時価主義ノ理由トスル所ハ財産目錄ハ財産ノ実情ヲ知ラシムル為メニ作ルモノナルヲ以テ之ニ実価ヲ記載セサルヘカラス仮ニ実価ヨリ少ナキモノヲ記載スルモ第三者ニ損害ヲ加フル虞ナシトスルモ尚ホ実価ニ異ナルモノヲ記載スルハ不可ナリ実価ニ異ナル価額ヲ付スルトキハ財産目錄ノ信用ヲ薄クシ又取締役専横ノ端ヲ開クトイフニアリ財産目錄ニハ時価ヨリ少ナキ価額ヲ付スヘカラス」²⁴⁾と、「実価ヨリ少ナク記載スルコトニ関シテ……異論」²⁵⁾をととなえていた。

* なお、松波は「独逸ノ商法(独四〇、二項)ニ我ニ商法ノ規定ノ如キモノアリテ独逸學者ノ中ニハ之ヲ半面的強行規定トシテ財産目錄ニ時価ヨリ高キ記載ハ許ササルモ低キ記載ハ許スナリ低価ヲ記載スルモ弊害ヲ生セスト云フ者アリスタウブノイカンゾ等ノ如シ独逸商人ノ調製セル帳簿ノ比較的信用簿キハ此ノ如キ解釈ノ下ニ調製スルニ由ラン」²⁵⁾と指摘していた。

こうして、「法の解釈として時価以下を付するは差支へないのであると云ふ解釈もあり又必ず時価でなければなら

ぬと云ふ解釈もあり²⁷⁾」其解釈が一定せざる状態は、明治四四年法律第七三号をもつて改正された商法第二十六条第一項が旧条項の通説的解釈を法文化して、「財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ価額ヲ付シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其価額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル価額ニ超ユルコトヲ得ス」と、「時価以下に付けても其記載は法律上不都合でない」と云ふ趣旨を明かに²⁸⁾するまで、続いた。

* 明治四三年七月の商法中改正案においては、「抑モ財産ノ価額ナルモノハ時々変動ヲ免レサルヲ以テ、財産目録調製ノ當時其取得価額又ハ製作価額ヲ超ユルモ、久シカラシテ之ヲ下ルコトナキヲ保セス。斯クノ如ク不定ナル評価益ヲ以テ利益トシ之ヲ株主ニ配当スルコトヲ得セシムルハ、会社ノ基礎ヲ危クシ、会社債権者ヲ害ス虞アルヤ明ナリ。加之取締役ハ稍モスレハ利益配当ヲ多クセン為メ財産ヲ高ク評価シ、株主モ目前ノ小利ニ眩惑シテ、之ヲ黙認スル弊アリ。故ニ」「株式会社に於て……財産の価格の騰貴から生ずる差額を利益中に組入しめない趣意から「株式会社……財産に価額を付けるのに時価が賤いか買入値段が賤いか何方か賤い方を取つて価額の標準とする、夫れを超えて価額を付してはならぬと云う趣意³⁰⁾」の条文を第百九十条の二として用意していた。大原は「此の規定は吾人が曩に議會に建議せし「低價主義にあらためる」修正案と同一なり、文字の上に多少の相違あれども其規定の旨意は全く相一致す只法文の体裁上総則の部に規定せられずして、会社の計算の部に規定せられたるに過ぎず、……十数年来吾人の絶叫せし商法改正意見は「ここに」全然採用せられ其主張を貫徹するに至りしは無上の光榮なりと³¹⁾喜んでいたが、この第百九十条の二は——明治四四年一月に第二十七回帝國議會に提出された改正案において、それに第二号として追加された「継続シテ營業ノ用ニ供スル財産ニ付テハ……〔特に〕其取得価額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル」「價却の評価」を認める条項とともに——議會に於て削除され、「財産評価の規定は僅に〔第二十六条第二項において〕時価以内の価額を認むることとなりて結末を告ぐるに至れり³²⁾」

このように、「大体ニ於テ獨國商法ノ主義ニ倣ヒ³⁵⁾」て「改正案ハ株式会社ノ財産評価ニ付キ有益ノ規定ヲ設ケタリシニ、改正法力之ヲ採用セサリシ……理由ト經過トヲ記述³⁶⁾」すると、「貴族院ハ財産目録所掲ノ財産ニ時価ヨリモ低キ取得価額又ハ製作価

額ヲ付スルハ会社ノ財産状態ヲ不明ナラシメ、会社ニ不利益ヲ与フルモノナリトノ説ヲ容レテ、取得価額又ハ製作価額ヨリモ高キ時価ヲ付スルヲ妨ケサルモ、評価益ハ利益トシテ之ヲ処分スルコトヲ得スト」明治三五年の第一六回帝國議會に提出・否決された高須賀案に近いものと修正した。ところで、高須賀案にたいする政府委員梅謙次郎の反対意見の中に、すでに、「本案の如く規定するときは商品を売却せざれば配当すること能はざるを以て会社營業上の利益より云へば一二ヶ月を俟ちて売却するを利ありとする場合に於ても決算期間前に比較的廉価に之を売却し配当に充てざるべからざるに至るべし」ということが問題になつていたが、今回の政府案第九十條の二にたいしても、たとえば生命保險協會の如きは「保險会社其他一般營利会社は、毎年の収入利息を目的とせずして、長期間に於て利益ある物件に其資金を放下する場合多きが故に、評価が財の取得又は製作価額を超ゆべからずとせば、長期利殖の方法を阻害し、且つ徒に其法律に違はざらんが爲め、仮裝的売買行はるゝに至るべきが故に、本条は之を削除するか、若くは保險会社の如く特殊の監督を受ける会社は特例を設くるを可とす、」と反対意見を表明していたので、「衆議院」に於ては貴族院より修正案の送付を受けるや、「或場合ニハ評価益ヲモ配当スルコトヲ得セシムルヲ要シ、若シ之ヲ許サ、ルニ於テハ、売買ヲ仮裝シテ評価益ヲ配当スルノ弊ヲ生スヘントテ、政府案或ニ貴族院案ヲ否決」してしまつたのである。

(1) 大原「財産目録貸借対照表に關する岡野博士所論を読む」『法律新聞』明治四三年七月一日号、六頁。

(2) 佐藤雄龍「財産評価法問題(一)」『東京經濟雜誌』明治四四年六月一日号、一一一八頁。佐藤雄龍「財産目録と其の記載価額(上)」『會計』大正八年二月号、三六頁。

(3) 松本『商法原論』明治三七年、二三〇頁。

(4) 右掲書、二二九—二三〇頁。

(5) 片山義勝『株式会社法論』大正五年、八九〇頁。

(6) 右掲書、八九〇頁。

(7) 大原、前掲(1)論文、五頁。

(8) 岡野敬次郎「財産目録貸借対照表に就て」『法学新報』明治三五年一月号、八頁。

- (9) 右掲論文、一〇一—一三頁。
- (10) 大原信久「会社決算の危険に就て」『法律新聞』明治三十六年三月九日号、五頁。
- (11) 岡野、前掲論文、一五一—一六頁。
- (12) 大原「財産目録調製に就て商法修正意見」『法律新聞』明治三十五年一〇月六日号、五頁。『東京經濟雜誌』明治三十五年一〇月一八日号、一八頁。
- (13) 大原、前掲(1)論文、五頁。
- (14) 松本、前掲書、二二九頁。
- (15) 片山義勝『商法総論』(中央大学講義、明治四一年度分)、一三八頁。
- (16) 松本、前掲書、二二九頁。松本「財産目録ニ記載スヘキ財産及其評價ヲ論ズ」『法学志林』明治三十七年一〇月号、二六一—二七頁。
- (17) 松本蒸治「財産目録と貸借対照表に付て」『法学新報』明治三十六年一月号、三二—三三頁。
- (18) 松本蒸治『商法総則』(和仏法律学校、明治三十六年度講義録)、八六頁。
- (19) 青本徹二『商法総論』明治三十六年、一九七頁。
- (20) 青本徹二『商法総論』(増訂三版)明治四〇年、二四六—二五七頁。
- (21) 片山、前掲(9)書、一三八頁。
- (22) 松本、前掲(9)書、二三〇頁。
- (23) 松波仁一郎『日本商法総則』大正一二年、五二—五三頁。
- (24) 松波仁一郎『日本会社法』明治四三年、九五九—九六〇頁。
- (25) 右掲書、九五九頁。
- (26) 松波、前掲(25)書、五二三頁。
- (27) 斎藤十一郎「商法改正の要旨」『法律新聞』明治四三年一月一〇日号、七頁。
- (28) 右掲論文、七頁。
- (29) 毛戸勝元『商法改正法評論』明治四四年、七一—八頁。
- (30) 斎藤、前掲論文、七一—八頁。

明治三十二年商法と評價損益論争(2)

⑧ 大原信久「改正商法草案と財産評価」『法律新聞』明治四三年八月二五日号、八頁。

⑨ 片山、前掲(5)書、九〇九頁。

⑩ 佐藤雄能「財産評価法問題(三)」『東京經濟雜誌』明治四四年七月一日号、一九頁。佐藤雄能「財産目録と其の記載価額(中)」『會計』大正

九年一月号、四二頁。

⑪ 片山、前掲(5)書、九〇三頁。

⑫ 毛戸、前掲書、九頁。

⑬ 毛戸、前掲書、一一頁。

⑭ 佐藤「財産評価法問題(五)」『東京經濟雜誌』明治四三年七月一五日号、一八頁。

⑮ 阿部泰藏(明治生命保險会社社長)「商法改正意見」『東京經濟雜誌』明治四四年一月一四日号、五九頁。

⑯ 毛戸、前掲書一一頁。